

令和 5 年度 生徒指導規程

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

生徒が自ら判断し、行動し、その結果に責任をもつという「自己指導能力」を育成することが生徒指導の目標である。

生徒が、将来ルールやマナーを守れる社会の一員となるために、学校においては規範意識を向上させ、健全な成長を図るために適切な指導・支援を行う必要がある。生徒が望ましい学校生活を送るとともに、集団生活や社会生活を円滑に進めていけるよう、本校における規程を示した。

第 2 章 学校生活に関すること

第 2 条（服装規定）

（1）制服

男子・・・[冬] 標準学生服（カラーを着用する）標準学生ズボン、ベルト着用。

[夏] 白色カッターシャツまたは開襟シャツ

女子・・・[冬] 紺色セーラー服、白ネクタイ、スカートはひざ隠れる長さとする。

[夏] 白色セーラー服、紺ネクタイ

男子・女子ともに左胸に名札をつける。忘れた場合は、貸し出し用名札をつける。

（2）その他

靴下・・・白色で、くるぶしがかくれる長さ。ワンポイントは可。

靴・・・[通学用] 体育に適した白地・白ラインの運動靴。

[室内用・体育館用] 学校指定のもの。

下着・・・夏冬とも着用する。表に色や模様・文字などひびかないものにする。

（3）冬季のこと

手袋・マフラー・・・11 月から 3 月の登下校のみ許可する。

（校舎内では着用しない。玄関で外す。）

防寒服・・・冬季は、中着としてセーター、トレーナー・防寒下着の着用を認める。

また、上着としてウィンドブレーカー（学校規定）の着用を認める。

タイツ・スパッツの着用を認める。（色はベージュ色か黒色）

ただし、体育の授業でハーフパンツの下に着用しての活動は認めない。

（4）ピアス・指輪・ミサンガ等のアクセサリ、化粧・マニキュア等は禁止とする。

（5）通学かばんは学校指定のものとする。飾りは 1 個までとする。（入試にはつけていけない）

第 3 条（頭髪規定）

（1）男女とも、清潔で整えられた髪型にする。下記参照

パーマ、アイロン、着色、脱色など加工をしない。

[前] 男女とも、まゆをこえない。こえる場合はピンを使用し横で止める。使用するピンは黒色に限る。

[後] 男子は、学生服の襟にかからない。

女子は、肩にかかる時は、丸ゴム（黒・紺・茶）で結ぶ。

[横] 男子は耳にかからない。女子は髪の一部だけを横に出さない。

[眉] 眉毛を剃る、抜くなどの加工をしない。

第 4 条（欠席・遅刻・早退・欠課について）

（1）8：30 までに登校（教室で着席）する。登校が確認できない場合は家庭に電話連絡する。

（2）病気その他で欠席・遅刻する時は、保護者が **8：20** までに学校に連絡する。

（3）遅刻をした場合は、登校したことを報告し、職員室で理由を説明し、指導を受ける。

（4）早退する時は学級担任の許可を受ける。

＜移行期間（2 週間）の目安＞

夏服… 6 月 1 週～

冬服… 10 月 1 週～

- (5) 欠課・見学をする場合は教科担任に許可を得る。

第5条（登校・下校について）

- (1) 交通規則を十分に守り、決められた通学路・正門を通る。
- (2) 途中での立ち寄りとは原則としてしない。立ち寄りをする場合は、担任か家庭の者に連絡をする。
- (3) 登下校中に買い食いをしない。飲食店に行かない。
- (4) 自転車通学者は、自転車通学規定を守る。
- (5) 下校時刻を守る。

時期	下校時刻
4月 ～ 9月	18：00
10月 ～ 2学期中間試験前	17：30
2学期中間試験後 ～ 1月	17：00
2月 ～ 3月	17：30

第6条（校内での生活について）

- (1) 授業について
ノーチャイム着席である。時計を見て授業の用意をして待つ。
授業妨害をする生徒については、特別指導とする。授業エスケープをした場合は、原則としてその後の授業は受けられず、特別指導を行う。
- (2) 休憩について
校外への外出は禁止する。他のクラスに入ったり、他学年の階に行ったりしない。
- (3) 昼食のとり方について
昼食時間に自分の学級、自分の席で食べる。昼食時間は教室から出ない。
水分は、各自お茶を水筒に入れ、持参する。（ペットボトルはタオル等で巻く）
- (4) 不要なお金や貴重品（時計・カメラ）・不要物（携帯電話・ゲーム機・音楽機器・マンガ・雑誌類・おもちゃ・危険物・食べ物等）は持参しない。（不要物を持参した場合は、保護者に返却する。）
- (5) 生徒同士の金品の貸借をしない。
- (6) 保健室の利用は1時間とし、静養しても回復しない場合は保護者に連絡し、早退させる。
- (7) お互いの安心・安全が守られるよう、責任のある言動をする。（いじめは絶対に許されない）

第7条（部活動について）

- (1) 活動は生徒会活動の一環で自主的、協力的にすすめる。任意加入である。
- (2) 部活動中の服装は制服・体操服または部活動で認められているものとする。
- (3) 部室の使用は練習時のみとする。不必要な物を置かない。飲食は禁止する。
- (4) 開始・終了時刻を見通した計画的な活動を目指す。

第8条 禁止すること（状況によっては警察等の関係機関と連携を行う）

- (1) かけごとやこれに類する行為。
- (2) 脅迫、暴力行為や喫煙、飲酒など、法に触れる行為。
- (3) 校内の諸施設・諸器具を故意に汚損、破壊する行為。
- (4) 教師に対する暴言・暴力および教師の指導無視や反発する行為。
- (5) 火薬（爆竹、花火など）使用及び火災報知器等へのいたずら。
- (6) スマートフォンやインターネット等を使用し他人を誹謗・中傷する等、不正な利用をする行為。

第3章 校外での生活に関すること

第9条

- (1) 交通規則をはじめとする法規法令を守る。
- (2) 遊技場・飲食店への出入は保護者同伴とする。
- (3) 生徒だけでの外泊や友達の家への外泊は禁止する。
- (4) 危険を伴う遊びや人に迷惑のかかる遊びは禁止する。
- (5) 公共の場所（公園や駐車場、道路等）ではマナーを守る。

第4章 特別指導（個別の反省指導）に関すること

第10条

次の問題行動を起こした場合は、特別指導を行う。必要に応じて保護者と連携する。

- (1) 第8条（禁止すること）を行った場合
- (2) 授業妨害・授業エスケープをした場合
- (3) その他、必要があると判断した場合（いじめ等）

第11条（特別指導とは）

- (1) 特別指導とは、別室において反省文指導，面接指導，改善指導を行うことである。
- (2) 指導期間中は，原則として別室でプリント学習を行い，昼食・休憩も別室とする。
- (3) 特別指導の有無・指導期間については，校長の指導のもと，生徒指導部で事案ごとに協議・決定する。